資料 3

地方公営企業会計制度の見直しについて

交 通 局

1 地方公営企業会計制度見直しの経緯と背景

(1)会計制度見直しの経緯

地方公営企業の会計制度は、昭和41年以来大きな改正がなされておらず、この間民間 の企業会計基準が国際基準を踏まえ大幅に見直されるとともに、地域主権改革の流れのな かで、地方公営企業の経営の自由度と透明性をより高めることが求められるなど、地方公 営企業会計を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このため、地方公営企業の経営の自由度を高めるとともに、効率的、効果的な運営に資する的確な財務情報の把握に向け、約46年振りに会計制度の大幅な見直しが行われることとなった。

(2) 見直しの背景

- ●国際会計基準に適合した民間企業会計基準との間に乖離が生じ相互の比較分析が難しい
- ●民間基準に準じる、普通会計財務書類や地方独立法人会計と整合を図る必要が生じている
- ●地域主権改革の推進に向け、経営の透明性の向上と自己責任の拡大が必要
- ●公営企業抜本改革の推進に向け、経営状況を的確に把握できる会計基準の整備、公共団体における、経費負担区分の明確化など所要の改革が必要

(3) 見直しに当っての基本的考え方

●現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとすること

- ・地方公営企業会計の見直しに当たっては、最大限、現行の企業会計原則の考え方を取り入れる。
- ・今後の企業会計原則の変更について、一定程度の定着を持って、適時適切に反映、見直しを行う。

●地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと

- ・負担区分原則に基づく一般会計等負担や国庫補助金などの公的負担の状況を明らかにする必要 がある。また、新地方公会計モデルにおける一般会計等との連結等にも留意する。
- ・地方公営企業の特性等を踏まえ、必要に応じ、注記を行う。

●地域主権改革に沿ったものとすること

- ・地方公営企業の自由度の向上を図る観点から資本制度等の見直しを行う。
- ・現在、財務規定等が適用されていない公営企業等について、新たに地方公営企業法の財務規 定等を適用する。

(4) 国等の動向

- ●H21.12 地方公営企業会計制度等研究会報告書(会計制度見直しのあり方の提言)
- ●H23. 4 地方公営企業法32条等の改正

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法⇒H24.4.1施行)

(資本制度改革に係る法改正及び関連施行令、施行規則の改正)

- ●H24. 1 地方公営企業法施行令、施行規則の改正(施行H24. 2. 1) など (会計基準見直しに係る改正→適用H26事業年度※早期適用も可)
- ●H24. 1 地方財政法施行令、地方財政健全化法施行令等の改正 (起債協議、健全化指標に係る資金不足額算定方法及び経過措置に係る改正)

2 地方公営企業会計制度見直しの概要

会計制度の見直しは、地域主権改革推進に向け、経営の自由度を高めるために実施される「**資本制度の見直し」**と、経営の透明性を高め、効率的、効果的な運営に資する的確な財務情報を整備するために実施される、「会計基準の見直し」により実施される。

(1) 資本制度の見直し

●概 要

- ・法定積立金(減債積立金、利益積立金)の積立義務を廃止
- ・条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できる こととする
- ・経営判断により、資本金の額を減少させることができる

	IΒ	新	備考
利益の処分	1/20を下らない金額を減債積立金又は 利益積立金として積立てが義務化残額は議会の議決により処分可	条例又は議決により可 (積立義務の廃止)	・平成23年度決算 から適用
資本剰余 金の処分	・原則不可・補助金等により取得した資産が滅失した場合は可	条例又は議決により可	・平成24年度決算 から適用
資本金の 額の減	不 可	議決により可	_

①利益の処分(平成23年度決算から)

- ●法令による利益の積立義務の廃止
- ●利益処分は条例の定め又は議会の議決により行う
- ●減債積立金及び利益積立金の使途を限定する規定を廃止
- ●自動車運送事業会計における利益処分
 - ・利益処分は決算認定と合わせた議決により実施
 - ・事業の安定運営に必要な利益剰余金の確保と後年度の負担に備えた処分(積立)について、各年度の経営状況を踏まえ的確な対応を図る。
 - ・平成23年度決算においては利益処分を実施せず利益剰余金として計上

②資本剰余金の処分(適用時期 平成24年度から)

- ●資本剰余金は政令で定める場合(みなし償却に係る資産の除却等に伴う補填)を除き 処分できないとする規定を廃止し、条例又は議会の議決により資本剰余金を処分でき ることとした。
- ●これに伴いこれまで資本剰余金を処分することができる場合を定めていた規定を廃止
- ●みなし償却に係る資産の除却等により損失が生じた際に、議会の関与無く、資本 剰余金をもって直接損失を補填していた従来の会計処理はできなくなった。

「みなし償却制度」とは

- ・市バス車両などの取得に当たって補助金等を受けた場合に、取得価額から補助金等の相 当額を控除した額を基礎に減価償却を行うことをいう。
- ・補助金等の相当額については、当該固定資産が除却等されるまで減価償却されることなく、 資本の部に計上した資本剰余金と資産の部に計上した固定資産価額が両建てで維持され、 車両の除却の際にはその損失を埋めるため資本剰余金を取り崩して補填するもの。
- ・会計基準の見直しに伴い平成26年度より「みなし償却制度」は廃止され、新たな会計 処理に移行される。

●みなし償却資産の除却等に伴う損失を資本剰余金による補填を継続する理由

- ・市バス車両は毎年度計画的に更新を行っており、損失の補填を行う必要がある。
- ・法令の規定により資本剰余金で補填を行う従来の会計処理との継続性を確保する。
- ・補填しない場合は、損益に影響が発生し平成24、25年度は他の年度との適切な比較ができなくなる。

●みなし償却資産の除却等に伴う損失の補填に係る規定の条例化の必要性

- ・議決による場合は、処分額を明確に示したうえで、議決を経る必要がある。
- ・損失の補填(直接補填)は年度内に行うことを要するが、バス車両の売却は年度 末に行うことがあり、議決の場合年度内の対応が難しい。
- ・上下水道局、病院局など本市公営企業間で統一的対応を図ることが望ましい。

「みなし償却制度」適用資産の滅失等に伴う損失を補填するための、 資本剰余金処分について条例化(平成成24年第4回定例会に上程予定)

●平成26年度以降はみなし償却制度が廃止されるため、条例による処分は、 平成24、25年度のみである。

③資本金の額の減少(適用時期 平成24年度から)

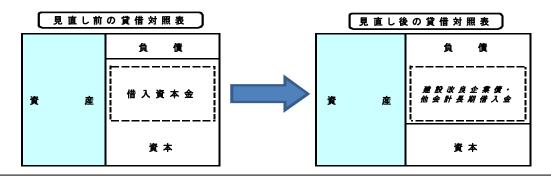
- ●事業規模の変更や、資本金として留保すべき水準の見直し等、地方公営企業のあり方を変更する場合には、議会の議決を経て資本金額の減少(減資)を行うことができることとした。
- ●国からは以下の留意事項が示されている
 - ・安定的事業継続に必要な財産が引き続き留保されること
 - ・住民や議会に対して経営状況や財政状況を十分に説明した上でなされるものであり、 年度途中に資本金の額を減じることは予定していない など

(2) 会計基準の見直し

適用時期 平成 26 年度当初予算から(早期適用も可)

①借入資本金

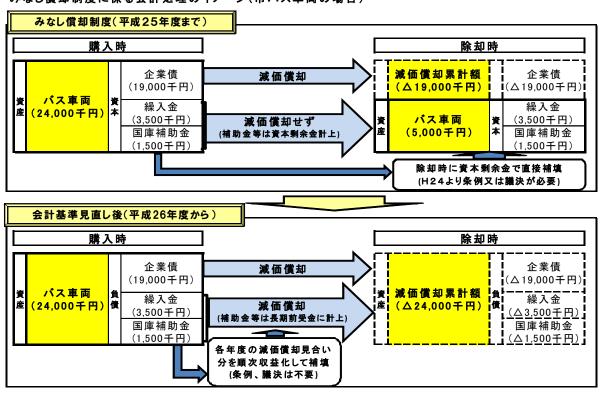
- ●借入資本金を負債に計上 (一年以内の返済期限が到来する債務は流動負債に分類)
- ●負債計上に当たり、建設又は改良費に充てられた企業債及び他会計長期借入金について は、他の借入金と区分する。
- ●負債のうち、後年度一般会計負担分についてはその旨「注記」する



②補助金等により取得した固定資産の償却制度等

- ●任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止する
- ●償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、 「長期前受金」として負債(繰延収益)に計上した上で、減価償却見合い分を、順次 収益化。

みなし償却制度に係る会計処理のイメージ(市バス車両の場合)



③引 当 金

- ●退職給付引当金の計上を義務化
- ●退職給付引当金の算定方法は、期末要支給額によることができる
- ●一般会計と地方公営企業会計の負担区分を明確にした上で、地方公営企業職員について 引当を義務付ける。
- ●計上不足額については、適用時点での一括計上を原則とする。ただし、その経営状況に応じ、当該地方公営企業職員の平均残余勤務年数の範囲内(ただし最長 15 年以内)での対応を可とする。なおその内容は「注記」する。
- ●退職給付引当金以外の引当金についても、引当金の要件を踏まえ、計上する (例:賞与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、貸倒引当金)。
- ●従前の修繕引当金は、修繕引当金と特別修繕引当金に区分する。
- ●引当の要件を満たさないものは、計上を認めない

4) 繰 延 資 産

●事業法で個別に認められているものを除き、新たな繰延資産への計上は不可

⑤たな卸資産の価額

●たな卸資産の価額については、時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする 低価法を義務付け

⑥減損会計

●地方公営企業に、公営企業型地方独立行政法人の会計基準における減損会計と同様の減損 会計を導入する。

⑦リース会計

●地方公営企業会計に、リース会計を導入する。

⑧セグメント情報の開示

- ●地方公営企業会計に、セグメント情報の開示を導入する。
- ●セグメントの区分は、事業単位の有無も含め、各地方公営企業で判断し、企業管理規程で 区分方法を定める

⑨キャッシュ・フロー計算書

- ●キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付ける。
- ●キャッシュ・フロー計算書における「資金」は、貸借対照表における「現金・預金」と 同定義とする。

⑩勘定科目等の見直し

- ●会計基準の見直しの方向性も踏まえつつ、地方公営企業の経営情報が、財務諸表上、可能な限り明らかにされるよう勘定科目の見直しを図る。
- ●地方公営企業の状況を適切に開示するため、財務諸表への重要な会計方針の注記など

⑪組入資本金制度の廃止

- ■減債積立金を使用して企業債を償還した場合などにおいて、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れる制度(組入資本金制度)を廃止
- ●使用した額に相当する額は未処分利益剰余金に計上

3 国における今後の検討事項

「地方公営企業会計制度等研究会報告書」で示された次の事項については、引き続き国で検討が進められる予定となっている。

(1) 財務規定等の適用範囲の拡大

●水道、自動車、鉄道等法定7事業及び病院事業以外の事業(市場、港湾整備、観光 など) への財務規定等の適用範囲の拡大

(2) その他の検討事項

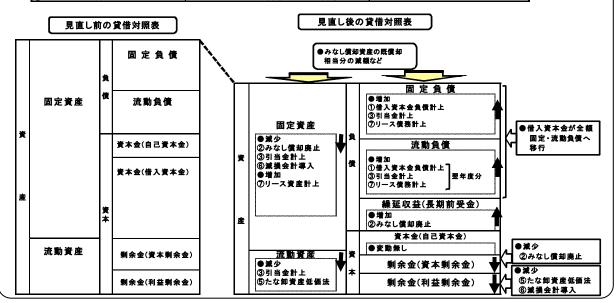
- ●地方公営企業の設置及び経営の基本に関する条例の検討
- ●2以上の事業を通じて1の特別会計を設けることのできる特例の拡大 など

4 会計制度見直しの影響

(1) 財務諸表への影響

- ●経営実態に変化はないが、地方公営企業の財務諸表は大きく変化
 - ・引当金の計上、借入資本金の見直しなどによる負債の増加
 - ・みなし償却制度廃止による資産の減少⇒資本剰余金の減少 など

見直し項目	増 加	減少
①借入資本金	固 定 負 債 、流 動 負 債	資本金(借入資本金)
② み な し 償 却 制 度 廃 止 、 長 期 前 受 金 を計 上	繰延収益(長期前受金)	固定資産、資本剰余金
③ 引 当 金 計 上	固定負債、流動負債	固定資産、流動資産
④ 繰 延 勘 定 廃 止	_	固定資産(繰延勘定)
⑤ たな卸資産低価法	-	流 動 資 産
⑥ 減 損 会 計	_	固定資産
⑦ リース会計	固定資産、固定負債、流動負債	-



(2) 健全化指標等への影響

●資金不足比率への影響

- ・地方財政健全化法「資金不足比率」20%以上→健全化計画の策定義務等
- ・地方財政法 「資金不足比率」10%以上→企業債の発行が協議制から許可制へ

資金不足比率=資金不足額÷事業規模(営業収益)

(「流動負債」+「建設改良以外に充てた地方債残高」-「流動資産」)-「解消可能資金不足額」 ※解消可能資金不足額控除は財政健全化法のみ

●新しい会計基準による影響

	項目の変動	資 金 不 足 比 率
翌年度償還企業債・他会計からの借入金(建設改良)	流動負債増	
翌 年 度 償 還 企 業 債・他 会 計 からの 借 入 金 (準 建 設 改 良)	流動負債増	
負 債 性 引 当 金 の うち、通 常 一 年 以 内 に 使 用 され る 見 込 み の もの	流 動 負 債 増	上昇
評 価 性 引 当 金 (貸 倒 引 当 金) の うち 、流 動 資 産 が 減 耗 するもの	流動資産減	1 1
翌 年 度 支 払 い の ファイナンス・リー ス 債 務	流動負債増	
たな卸資産低価法の義務付け	流動資産減	

●資金不足比率に影響を与える項目についての調整

翌年度償還企業債、翌年度償還他会計借入金 ⇒算定対象からの除外措置 引当金(翌年度支払分) ⇒算入猶予の経過措置(平成 26~28 年度決算までの 3 年間) リース債務(翌年度支払) ⇒ 同 上